

(新) ユニット型指定介護老人福祉施設 美和の里 運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人 朝倉社会事業協会が運営するユニット型指定介護老人福祉施設 美和の里（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、少数の居室及び居室に近接して設けられる共同生活室(以下、「ユニット」という。)ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入居者の在宅における生活への復帰を考慮に入れ、入居前の在宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう考慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行う事により、入居者が相互に社会的関係を築きながら自らの機能に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。
- 4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称：社会福祉法人 朝倉社会事業協会

特別養護老人ホーム 美和の里

(2) 所在地：福岡県朝倉郡筑前町原地蔵 2227 番地 5

(入居定員)

第3条 施設の入居定員は 30 名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の次号に掲げるとおりとする。

- 一 ユニット数 3ユニット
- 二 ユニットごとの入居定員 10名

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) 事務員 1名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 介護職員 10名以上
- (5) 看護職員 2名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
- (7) 介護支援専門員 1名以上
- (8) 医師(嘱託医) 1名以上
- (9) 管理栄養士 1名以上
- (10) 調理員(委託による必要数)

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者
業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
入居者の入退居、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5) 看護職員

入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員

入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員

入居者の介護支援に関する業務に従事する。

(8) 医師

入居者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(9) 管理栄養士

給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

(10) 調理員

給食業務をエームサービス西日本株式会社に委託。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) ユニット会議

(2) ケアカンファレンス

(3) 食生活を楽しむ委員会

(4) 経営会議

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 入居者に対するサービスの内容及び利用料

第7条 施設の利用額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスに係る費用として利用料と居室及び食事代、その他の費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。

2 施設は前1項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居

者から受けることができる。(別表再掲)

- (1) 居住費 但し、介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費の額とする。
- (2) 食費 但し、介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている食費の額とする。又、1ヶ月あたりの費用が前述の食費の額に満たない場合は実費支払いとする。経管栄養の費用、実施に必要なチューブ等の材料費は食費として取り扱うものとする。
- (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 理美容代金
- (5) 指定介護老人施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの
- (6) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

第4章 運営に関する事項

(入退居)

第8条 施設は、身体上及び精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、入居者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職

員の間で協議する。

7 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後におかれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

8 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入居者が施設サービスを受ける際には、入居者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

(入退居)

第12条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該入退居者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第13条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第14条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの内容、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、ユニット型指定介護福祉サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の取扱方針)

第15条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

2 サービスの提供は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 施設の職員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 施設はサービス提供にあたっては、当該入居者及び他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。施設は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対し、身体的拘束その他の方法により行動を制限しません。

施設が入居者に対し、身体的拘束その他の方法により行動を制限する場合は、入居者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、入居者の同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

また、この場合施設は、事前又は事後速やかに、入居者の後見人(入居者に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対し、入居者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に署名捺印にて同意を得ることとします。

(介 護)

第16条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭を行う。

3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツを適切に随時取り替える。

5 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第17条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝 食 8 : 0 0 ~

(2) 昼 食 1 2 : 0 0 ~

(3) 夕 食 18:00 ~

2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第18条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第19条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(機能訓練)

第20条 施設は、入居者に対し、施設介護サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第21条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱)

第22条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居するように努める。

(入居者に関する保険者への通知)

第23条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしにユニット型指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第24条 施設は、入居者に適切なユニット型指定介護老人福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設は当該施設の職員によってユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第25条 施設は、現にユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力病院・医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第26条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 入居者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 3 入居者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

（非常災害対策）

- 第27条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
 - 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他運営に関する事項

（定員の厳守）

- 第28条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（衛生管理等）

- 第29条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び

医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第30条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第31条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第33条 施設は、その提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入居者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第34条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

第35条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第36条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急や

むを得ず身体拘束を行う場合には、事前に入居者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第37条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第38条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 一般研修 随時

2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる

ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 8 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

- 第 39 条 施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

- 第 40 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、入居者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その実施の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

- 第 41 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

- この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別紙 利用料金表

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該ユニット型指定介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金（負担割合が1割負担の場合）

介護区分		自己負担額
要介護1	1日あたり	768円
要介護2	1日あたり	836円
要介護3	1日あたり	910円
要介護4	1日あたり	977円
要介護5	1日あたり	1,043円

(2) 加算料金等（負担割合が1割負担の場合）

ア	初期加算	1日につき	30円
	(入居日から起算して30日間。30日を越えて病院又は、診療所へ入院後に再入居した場合も同様。)		
イ	療養食加算	1回につき	6円
ウ	外泊時費用	1日につき	246円
	(1月に6日を限度)入院と外泊において、7日目以降は居住費を算定		
エ	個別機能訓練加算Ⅰ	1日につき	12円
オ	個別機能訓練加算Ⅱ	1日につき	20円
カ	サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22円
キ	栄養マネジメント強化加算	1日につき	11円
ク	看護体制加算Ⅰ	1日につき	4円
ケ	看護体制加算Ⅱ	1日につき	8円
コ	再入所時栄養連携加算	1回につき	400円
サ	夜勤職員配置加算Ⅱ(ロ)	1日につき	18円
シ	認知症専門ケア加算Ⅰ	1日につき	3円
ス	科学的介護推進体制加算Ⅰ	1月につき	40円
セ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	1月につき	50円
ソ	安全対策体制加算	1回のみ(入居初日)	20円
タ	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1月につき	10円
チ	協力医療機関連携加算	1月につき	100円
ツ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	月総単位数に14%を乗じた額	

※負担割合が、2割負担・3割負担の方は、上記の基本料金及び加算料金等に、それぞれの割合を乗じた金額となります。

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

ア 基本料金	1日につき	1,445円
イ 居住費	1日につき	2,066円

(2) 入居者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め入居者の選択により外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を入居者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(3) 理美容代 実費（理美容事業者へ直接お支払いください。）

(4) その他

- ・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費（販売事業者等へ直接お支払いください。）